

「不利益処分」基準等公開票（条例又は規則）

不利益処分名	虚偽の届出等による過料	
根拠条例等・条項	堺市国民健康保険条例第27条	
所 管 課	各区役所 保険年金課	
処 分 基 準 （処分基準を設定できない場合及び基準はあるが公開できない場合は、その理由）	☒ 設 定 ☐ 設定できない ☐ 基準を公開できない 世帯主が、その世帯に属する被保険者の資格の取得や喪失に関する事項、その他必要な事項（国民健康保険法第9条第1項又は第5項）を届け出ないとき、又は虚偽の届出をしたときは、世帯主に対し、20,000円以下の過料を科する。 * その世帯に属する被保険者の資格の取得や喪失に関する事項、その他必要な事項……その世帯に属する被保険者の資格の取得及び喪失、被扶養者に関する事項等（住所、氏名、生年月日、続柄等）	
聴聞・弁明の機会の付与の区分	聴聞又は弁明の別	・ 聴 聞 ・ 弁 明
	（聴聞又は弁明の手続を省略する場合の根拠条項等）	ただし、行政手続条例第13条第2項第4号に規定する「金銭の納付を命じる」に該当するため、手続を省略する。
	個別例規により聴聞又は弁明の手続の適用が除外される場合の根拠例規及び条項	